

JR秋葉原電気街口駅前広場



広場らしく目に映るか

有楽町駅前広場



有楽町駅周辺地区道路環境整備協議会が管理

新橋駅日比谷口・S L 広場



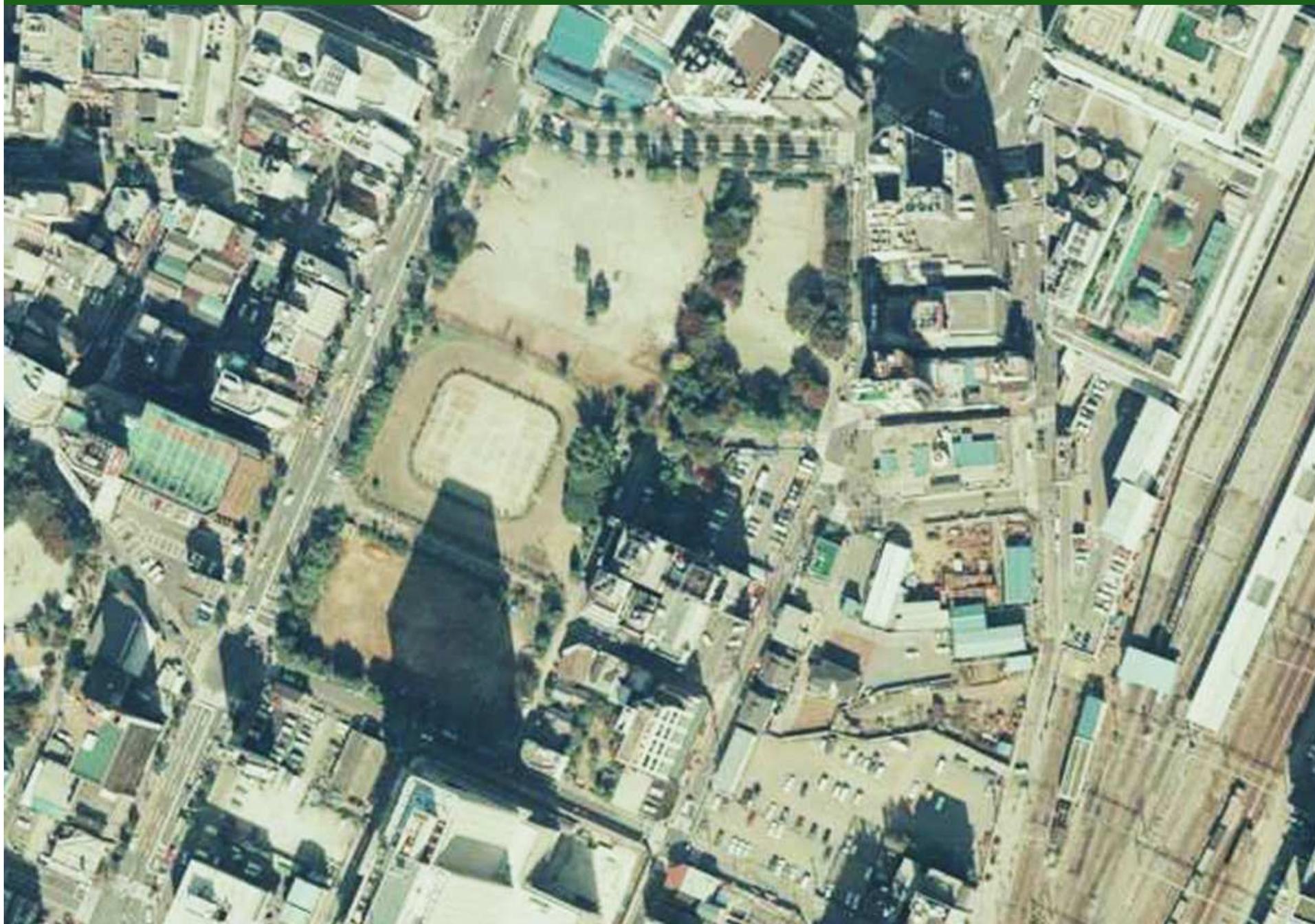
道路法上の道路（区・商店会・自治会以外のイベントは不可）

豊島区池袋西口公園



東京芸術劇場前広場（都市公園法上の公園）

豊島区池袋西口公園（昭和59年・平成21年）



豊島区池袋西口公園（昭和59年・平成21年）



東京都立上野公園竹の台広場



大規模な文化イベントができるようにリニューアル整備

東京都立上野恩賜公園 竹の台広場



リニューアルにあわせてレストラン・カフェを整備

都立上野恩賜公園 (UENO3153・さくらテラス・BAMBOO GARDEN)



全て都立上野恩賜公園の公園施設（設置管理許可）

新宿区立大久保公園



シアターパーク(文化・芸能・スポーツ拠点)としてリニューアル

新宿区立大久保第2公園・大久保第2保育園（仮設）



大久保第2保育園（立て替え期間中の仮設施設用地）

立ちはだかる公園管理（者）の苦悩・本音

行為・利用の
不許可

集会
デモ
コンサート
バーベキュー

既得？権利の
排除

売店
移動型露店
飲食店(料亭)
遊戯施設
ホームレス所有物

寡占的利用の
排除

運動施設の
スクールの利用
興行(商行為)
冠イベント
一般園地の
体育会系利用
(集団での走行)

近隣住民との
いざこざ回避

騒音
夜間・早朝
屯
飲酒・喫煙
学生・無軌道
子ども
違法駐車

利用者間の
いざこざ回避

静的
利用

犬を巡って
猫を巡って
ランニング
自転車
スケートボード
ホームレス
ホームレス
支援活動
飲酒・喫煙

できるだけ問題・軋轢が少ない公園管理が理想
NOと言うのが仕事・ダメと言うのが仕事(公園管理)
になってしまっていないかという「懸念」

「広場」は、“私”的な空間では成立しないだろう
本質的には“公”的空間であるが
お上が用意するというセンスの“公”空間では成立しないだろう
“共”の意識を醸成して、「広場」を維持・経営していくことができるか

足立区立保木間公園売店等設置及び管理運営業務



26.5.23 売店・飲食店等をプロポーザル公募（最長20年）

太政官布達の読み方と「公園管理」への当時の処し方

太政官布達第16号(明治6年1月15日)

三府ヲ始人民輻輳ノ地ニシテ古来ノ勝区名人ノ旧跡等是迄群集遊観ノ場所東京ニ於テハ金龍山浅草寺東叡山寛永寺境内ノ類京都ニ於テハ八坂社清水ノ境内嵐山ノ類総テ社寺境内除地或ハ公有地ノ類従前**高外除地**ニ属セル分ハ永ク万人偕楽ノ地トシ**公園**ト可被相定ニ付府県ニ於テ右地所ヲ択ヒ其景況巨細取調図面相添ヘ大蔵省ヘ可伺出事

三大都市(東京、京都、大阪)をはじめ人口の多い都市で、昔からの景勝地や旧跡など多くの人が集まる場所(東京では金龍山浅草寺や東叡山寛永寺境内、京都では八坂社、清水寺境内、嵐山など)で、社寺境内や公有地のようこれまで税をかけていない場所(**高外除地**)は、今後、多くの人を楽しみことができる「**公園**」とするので、府県は場所を選定し、その現況を調査するとともに、図面を添えて大蔵省に申請すること

規制・制約が少ないことをちゃんと理解する

「公園施設」とは、都市公園の効用を全うするため当該都市公園に設けられる次の各号に掲げる施設

- 1 園路及び広場
- 2 植栽、花壇、噴水その他の修景施設で政令で定めるもの
- 3 休憩所、ベンチその他の休養施設で政令で定めるもの **当該地方公共団体が条例で定める休養施設**
- 4 ぶらんこ、すべり台、砂場その他の遊戯施設で政令で定めるもの

公園施設

5 野球場、陸上競技場、水泳プールその他の**運動施設**で政令で定めるもの

野球場(専らプロ野球チームの用に供されるものを除く。)、陸上競技場、サッカー場(専らプロサッカーチームの用に供されるものを除く。)、ラグビー場、テニスコート、バスケットボール場、バレーボール場、ゴルフ場、ゲートボール場、水泳プール、温水利用型健康運動施設、ボート場、スケート場、スキー場、相撲場、弓場、乗馬場、鉄棒、つり輪、リハビリテーション用運動施設その他これらに類するもの及びこれらに附属する観覧席、更衣所、控室、運動用具倉庫、シャワーその他これらに類する工作物

前号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては**当該地方公共団体が条例で定める運動施設**、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定める運動施設

6 植物園、動物園、野外劇場その他の**教養施設**で政令で定めるもの

植物園、温室、分区園、動物園、動物舎、水族館、自然生態園、野鳥観察所、動植物の保護繁殖施設、野外劇場、野外音楽堂、**図書館**、**陳列館**、天体又は気象観測施設、**体験学習施設**、記念碑その他これらに類するもの

古墳、城跡、旧宅その他の遺跡及びこれらを復原したもので歴史上又は学術上価値の高いもの

前二号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては**当該地方公共団体が条例で定める教養施設**、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定める教養施設

7 売店、駐車場、便所その他の**便益施設**で政令で定めるもの

売店、**飲食店**(料理店、カフェー、バー、キャバレーその他これらに類するものを除く。)、**宿泊施設**、駐車場、園内移動用施設及び便所並びに荷物預り所、時計台、水飲場、手洗場その他これらに類するもの

8 門、さく、管理事務所その他の管理施設で政令で定めるもの

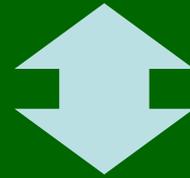
9 前各号に掲げるもののほか、都市公園の効用を全うする施設で政令で定めるもの

「都市公園」「公園施設」の定義

都市公園法第2条

「都市公園」

この法律において「都市公園」とは、次に掲げる公園又は緑地で、設置者である地方公共団体又は国が当該公園又は緑地に設ける**公園施設を含むもの**とする



「公園施設」

この法律において「公園施設」とは、**都市公園の効用を全うするため**当該都市公園に設けられる次の各号に掲げる**施設**をいう

「公園施設」の設置基準（制限等）

都市公園法第4条 都市公園法施行令第8条

運動施設の敷地面積の総計

公園面積の50%以下

メリーゴーラウンド、遊戯用電車などの有料遊戯施設

5ヘクタール以上

ゴルフ場

50ヘクタール以上

分区園の一区画の面積

50m²以下

宿泊施設

特に必要があると認められる場合

都市公園法における建蔽率の緩和

特例 + 20% (令第6条第2項1号)

- ・教養・文化施設で
 - 文化財保護法に基づき指定された建築物
 - 景観法に基づき指定された建築物
 - 歴史まちづくり法に基づき指定された建築物

第6条第1項1号及び2号に該当するものをあわせて整備する場合でも、特例は+20%まで。

【H16・H20改正】

平成23年の法改正により

「法で定める基準を参酌して、**地方公共団体が条例で定める割合の範囲内**」

とされた

特例 + 10% (令第6条第1項2号)

- ・休養施設・運動施設
- ・教養施設
- ・災害応急対策に必要な施設
- ・都道府県立自然公園のための施設

【S31当初、S32・S40・H5改正】

特例 + 10% (令第6条第2項)

- ・屋根付き広場、壁を有しない雨天運動場
- ・その他の高い解放性を有する建築物

【H5改正】

特例 + 2% (令第6条第3項) ・仮設公園施設

【S31当初】

通常 2% (法第4条第1項) ・公園施設として設けられる建築物

【S31当初】

建ぺい率緩和の事例

公園施設の建ぺい率は2%を参酌して地方公共団体が条例で規定可能

(都市公園法第4条第1項)



【千葉市の事例】



千葉市稲毛海浜公園レストラン
出典:千葉市役所HP

条例により建ぺい率を5%に緩和し、公園内で民間事業者によるレストラン等の施設整備を予定
【稲毛海浜公園(千葉市)】

【建ぺい率の設定事例】

市	建ぺい率	備考(設定理由等)
千葉市	5%	レストラン等の公園活性化施設の整備・運営を行うPFI事業の促進のため
安曇野市	7%	トイレのバリアフリー化等を目的として、小規模公園における建ぺい率を緩和
座間市	4%	市内の最小規模の都市公園に住民要望の多目的トイレ等の施設を設置するため

「設置・管理許可」とは 「占用許可」とは

都市公園法第5条

「設置・管理許可とは」

公園管理者以外の者は、公園に公園施設を
設け、管理しようとするときは、公園管理者の
許可を受けなければならない 許可を
受ければ設置・管理できる

都市公園法第6条

「占用許可とは」

公園に公園施設以外の工作物その他の物件
又は施設を設けて公園を占用するときは、公
園管理者の許可を受けなければならない

設置管理許可が出来る公園施設

- 一 当該公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適當又は困難であると認められるもの
- 二 当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもの

公園における設置・管理許可の現況（全国）H27.3

設置・管理許可件数等

遊戯 施設	運動 施設	教養 施設	便益施設					その他	計
			売店	自動販 売機	飲食店	宿泊 施設	その他		
776	1,631	2,449	2,959	12,945	565	115	3,207	34,742	59,389

公園機能増進のための設置・管理許可

施設数	許可区分		指定 管理者	設置管理者の属性						
	設置	管理		公共	公益 法人	第三 セク ター	民間	NPO 法人	町内会 愛護会	その他
7,389	6,850	4,552	1,160	1,626	776	130	1,774	128	2,333	648

公園施設の設置・管理制度（民間事業者の例）

地方公共団体の許可を得て、民間事業者が主体となって公園施設を設置・管理することが可能
(都市公園法第5条)

【民間事業者による公園施設の設置・管理事例】



富山市が飲食店を設置・管理する民間事業者を公募し、スターバックスコーヒーが出店
【富岩運河環水公園(富山市)】



提供:イオンモール(株)

イオンモール(株)が千葉市から管理許可を受けてイベントの開催や利用調整等を実施
【豊砂公園(千葉市)】

周辺の商業施設と一体となって公園を運営するとともに、イベントの開催による収益を維持管理費の財源に活用

公園施設の設置・管理制度（地域住民等の例）

地方公共団体の許可を得て、地域住民等が主体となって公園施設を設置・管理することが可能
(都市公園法第5条)

【地域住民等による公園施設の設置・管理事例】



出典:広島市HP

地域住民が主体となった公園内の花壇の
設置、管理

【複数の街区公園で実施(広島市)】



提供:横浜市

町内会が公園内の集会所の設置、管理

【港南台北公園(横浜市)】

占用許可が出来る施設

都市公園法第6条・施行令12条

- 一 電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの
- 二 水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの
- 三 通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの
- 四 郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所
- 五 非常災害に際し災害にかかった者を収容するため設けられる仮設工作物
- 六 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物
- 七 前各号に掲げるもののほか、政令で定める工作物その他の物件又は施設

標識

食糧、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫その他災害応急対策に必要な施設で国土交通省令で定めるもの

環境への負荷の低減に資する発電施設で国土交通省令で定めるもの

防火用貯水槽で地下に設けられるもの

蓄電池で地下に設けられるもの

国土交通省令で定める水道施設、下水道施設、河川管理施設、変電所及び熱供給施設で地下に設けられるもの

橋並びに道路、鉄道及び軌道で高架のもの

索道及び鋼索鉄道

警察署の派出所及びこれに附属する物件

天体、気象又は土地観測施設

工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設 土石、竹木その他工事用材料の置場

都市公園ごとに、地方公共団体が条例で定める仮設の物件又は施設

条例により占用許可をした事例

地方公共団体が条例で、仮設の占用物件を定めることが可能

(都市公園法施行令第12条)

【仮設の占用物件の設置事例】



提供:女川町

消防署仮設庁舎を条例に追加し、
都市公園内に設置

【女川運動公園(女川町)】



提供:福岡市

屋台を条例に追加し、都市公園
内に設置

【清流公園(福岡市)】

国家戦略特区等による公園施設等に係る緩和

国家戦略特区法の一部改正(H27.9.1施行)により、**国家戦略特別区域内の都市公園に保育所等を設置できる特例(占用の特例)**を措置。

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案(今国会審議中)では、**まちの賑わい創出に寄与する施設(観光案内所、サイクルポート等)を都市公園の占用許可対象に追加**予定。

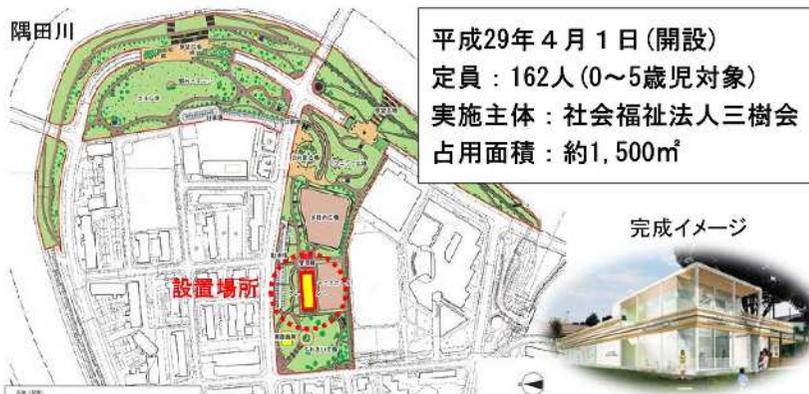
特区を活用して**保育所**の占用を予定している例
【都立汐入公園】

- ・都市公園内に**占用許可**により**保育所**を設け、**保育需要の増**に対応
- ・**屋上をゲートボール場**にするなどにより、**公園利用者**と**連携促進**

<荒川区の待機児童>



<荒川区の「都立汐入公園」で実施>



都市再生特別措置法の一部を改正する法律案における**占用物件の緩和措置**

都市再生整備計画に、都市公園に設ける**居住者、来訪者又は滞在者の利便の増進**に寄与する施設(**サイクルポート、観光案内所等**)の整備に関する事項を記載することで、公園管理者は**占用許可**が可能

計画への記載については、当該都市公園の**公園管理者の同意**が必要



サイクルポートイメージ



観光案内所イメージ

立体都市公園制度

立体的に公園区域を定めることにより、地下空間の利用形態に拘わらず都市公園を設置。
土地利用の効率性の向上 / 効率的な都市公園整備 (平成16年度創設)

(事例) 横浜市アメリカ山公園

全国初の立体都市公園として平成21年8月7日に一部オープン
みなとみらい線駅舎のある元町地区と外人墓地のある山手地区を結ぶ場所に立地
駅舎上部とアメリカ山を一体的に園地として整備し、高低差が約18mある元町と山手
地区間のバリアフリー化を実現(エレベーター・エスカレーター)



▲ 建築工事着工前 (H18.9)



▲ 工事完了時 (H21.8)

「公園施設」の保存（廃止）

都市公園法第16条

公園管理者は、次に掲げる場合のほか、みだりに都市公園の区域の全部又は一部について都市公園を廃止してはならない

- 一 都市公園の区域内において都市計画法の規定により公園及び緑地以外の施設に係る都市計画事業が施行される場合その他公益上特別の必要がある場合
- 二 廃止される都市公園に代わるべき都市公園が設置される場合
- 三 公園管理者がその土地物件に係る権原を借受けにより取得した都市公園について、当該貸借契約の終了又は解除によりその権原が消滅した場合

都市公園で出来る（条例で決めている）こと

公園施設、建ぺい率、設置管理許可、占用許可、都市公園の廃止
都市公園法の通り

（首長の）許可を要する行為（例）

- (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。

禁止行為（例）（占用許可、設置管理許可に係るものを除く）

- (1) 都市公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所へ車馬をのり入れ、又はとめおくこと。
- (8) 都市公園をその用途以外に使用すること。
- (9) 都市公園の公衆の利用を妨げる（公園管理に支障がある）行為をすること。

条例に基づく行為の許可でできること

地方公共団体が定める条例に基づく許可を得て、行催事を開催することが可能

【行催事の開催事例】



「日比谷オクトーバーフェスト」
【日比谷公園(東京都)】

ドイツで有名なビールの
祭典の日本版



「フリーマーケット」
【明治公園(東京都)】

公園内の広場で出店
者が中古品等を販売



「レッドブル・エクス
ファイターズ大阪」
【大阪城公園(大阪市)】

仮設コースを走るフリー
スタイル・モトクロスイベント